

電子会議を用いた模擬陪審における 認知的中心性の効果

有馬 淑子

1. はじめに

本研究は、有罪・無罪の意志決定を行う模擬陪審の討議を匿名性の高いチャット上で行い、その討議過程に及ぼす情報分配の条件の影響を検討する実験的観察研究である。非共有情報の分配がどのような相互作用過程を経て行われるかを従来の知見に加えることを研究の目的とする。

本研究では、二つの研究が実施された。第1研究では、各メンバーの情報共有性の程度が、各メンバーに対する影響力の認知に及ぼす効果が検討された。第2研究では、討議方法として各メンバーの手持ちの情報を先に公開する情報主導型条件と、各メンバーの決定を先に公開する判決主導型条件の条件を設け、第1研究で見いだされた情報の共有性の効果に及ぼす影響を吟味した。どちらも6集団という少数データであるため、統計的結果を得るよりも、集団過程を吟味する目的で実施された。

2. 問題

2-1 社会的共有認知

集団過程の研究を、個人の情報処理過程と似た集団の情報処理モデルを考え、集団研究を共有認知研究として統合しようとする流れがある(Hinsz, Tindale, & Vollrath, 1997)。これは集団の情報処理研究と呼ばれる。この研究文脈の中でもメンバーに分配された情報がどのように共有され、どのよ

うに集団で処理されるのかという問題が社会的共有認知の問題である。Hinszら(1997)によれば、集団は表象をより単純化し少ない次元で構造化しようとする一方で、意見の多様性は情報処理を深くしてパフォーマンスの質を高める効果を持つとされている。

社会的共有認知研究では、集団が個人の傾向を極端化することが、認知プロセス全般において認められている。Hinsz et al.(1997)はこれを強調化と希薄化の過程としてまとめている。いずれも集団が個人に比べて均質な認知処理を行うことを示すもので、結果として極端な反応を導く。個人の中に特有の共有表象や認知バイアスが多ければその効果は強調され、少なければその効果は消される。

たとえば、集団決定は共有情報を使用した判断に導かれやすい共有知識効果が知られている。これは隠されたプロフィール実験(Stasser & Stewart, 1992; Stasser & Titus, 1985)によって確かめられる。メンバーの共有情報(表のプロフィール)と非共有情報(隠されたプロフィール)による判断が食い違うように工夫された課題である。集団決定は共有情報を使用した判断に導かれやすい。

集団レベルでの情報処理が行われるためにすべてのメンバーが情報を持っている必要はない。しかし、一人ずつの情報の加算でもなく、集団の注意を引くためには少なくとも2人の人間が情報を共有している必要がある。

Stasser & Titus (1985)の情報サンプリング理論では、よりたくさんのメンバーに保持された情報はそれだけ言及される確率が高くなるため、共有知識効果もたらされると説明されている。しかし、Winquist & Larson (1998)による実験では、共有情報の影響が高くなるのは集団討議に取り上げられる頻度が高くなるためではない。彼らは、共有知識効果の実験パラダイムを用いて、情報が集団討議によって取り上げられなくても、共有されていたかどうかは討議結果に影響することを示している。この実験は、共有知識効果とは、単に情報が取り上げられた効果によるものではなく、情報の妥当性の認知が共有性によって高まった効果であることを示唆して

いる。さらに、Brauer, Judd & Gliner (1995)は、自分で繰り返し態度を表明するのではなく、他者の意見をまた違う人が繰り返したり要約することで極端化する結果を示している。この結果は態度を繰り返し表明するだけで極化が起これるとする自己発生的態度変容(Orive, 1984)による仮説を否定するものとなるが、同時に、集団極化現象には「他者」が必要であることを示している。

2-2 母集団の知識構造の影響

従来、集団意志決定の研究は、集団の意志決定の方略として多数決ルールをもっとも採用しやすいことを示してきたが、Laughlin & Ellis (1986)は正解のある課題に関しては Truth-Win (正解が選択される)の決定ルールが適用されて、マイノリティでも勝つことが可能なことを示している。社会的決定スキーマの研究文脈では、メンバーの初期選好では説明できないような意志決定の歪みがあった場合、このような正解が存在する課題の影響とされてきた。そこで、集団の認知課題は大きく分けて、正解が存在する知的課題と存在しない判断課題に分けられる。

R. Scott Tindale, Davis, Vollrath, Nagao et al. (1990)は、これを課題表象の共有性の問題として概念化している。課題表象とはどのような選択肢が存在するかを示し、決定過程に影響するメタ認知である。課題表象が存在しなければ単純な多数者選好に帰結するが、存在するなら集団決定はそれに従う。例えば、知的課題では一人でも正解を持っていれば誤りを防ぐ確率が高まる。R. Scott Tindale et al. (1990)は、単にメンバーの選択肢を伝えるだけでも課題表象として影響することを示している。すなわち、議論によって共有性が確認されなくても、課題表象によって特定の結論に導くことができるのである。

しかし、このようなメタ認知レベルの「正解への暗示」は、正解の存在する課題に限らない。例えば無罪への好み結果を非対称にする模擬陪審員実験に見られる有恕効果が知られている。有罪と無罪が半々の割合であ

れば、数学的な予測値は50%の確率で有罪となるはずなのに、観測値は有罪の確率は50%よりも低い。R. Scott Tindale, Meisenhelder, Dykema-Engblade, & Hogg (2001)は、リスク、あるいは昇進などの決定課題においても、宥恕効果と似た決定バイアスを見いだしている。たとえば、社会的な価値観に従うリスク項目に関して個人は議論の数よりも説得性に重きを置かれるが、従わないコーシャス項目に関しては議論の数の方が重要視される。このような集団の意志決定を非対称に歪める効果は、共有された信念システムの影響と考えられる。

母集団にプールされた情報もまた集団過程に影響する。情動的影響理論による集団極化現象に対する説明によれば、母集団にはプールされた説得的議論が存在し、元々極化していた集団の成員はこれをすべて知っていたが、極化していなかった集団はこれを討論の間に他のメンバーから集めて母集団の意見の方向に極端化する。この理論では、母集団に所属するすべてのメンバーにすべての情報が分配されればそれ以上態度は極端化しないことになる。この情動的影響理論は、規範的影響とともに社会的影響過程を説明する古典的理論となりかつ、情報と決定を研究のベースに据える集団研究の礎になったとも言えるだろう。

しかし、社会的共有認知研究からは情動的影響理論とは異なる予測が導かれる。Burnstein & Vinokur (1977)の情動的影響仮説ではそれまでメンバーが知らなかった新しい情報、すなわち非共有情報の集積によって態度が極端化すると考えた。すなわち、もともと知っていた情報よりも知らなかった情報の影響力が高いとされており、新奇な情報が討議に影響をもたらすことは多くの実験結果が実証している。一方で、前述の共有知識効果研究によれば、非共有情報よりも共有情報の方が討議により大きな影響を与えるとされ、実験により討議にもたらす影響力が実証されている (Stasser & Titus, 1985)。よって、この両理論は共有情報の影響力について対立する仮説を導くものとなっている。このどちらの妥当性が高いか、そして両者の違いを導く媒介要因が存在するのかを検討することが本研究の目的である。

共有認知研究によれば、非共有知識が利用されうる状況は限られている。例えば、共有知識の効果はタイムプレッシャーがあると強くなるが、時間に余裕があると非共有情報も利用される可能性がある(Larson, 1994)。また、誰がどの情報を持っているかというメタ認知が共有されている場合には非共有情報も活用される(Stasser & Stewart, 1992)。しかし、通常、実験にはタイムプレッシャーがあり、誰がどの情報を持っていそうかわからない状況で行われている。このような例外が適用できる状況とは言えないだろう。

集団成員の影響力という観点からは、亀田ら(1997)によって情報の中心性という概念が示されている。これは、他のメンバーとの共有情報が多いメンバーほど、課題決定に対する影響力が強いと予測するものである。たとえ、中心メンバーの立場が少数者側の物であっても、高い影響力を示すことが可能になるとされる。一方で、情動的影響仮説の元では他者と異なる情報を多く持っているほど影響力が高くなることが予測される。

2-3 本研究の仮説

本研究では、情動的影響理論と社会的共有認知研究から導かれる対立する予測を、どのメンバーの影響力が高く認知されるかという観点から検討する。非共有情報が影響を与えるとする立場からは非共有情報を多く持つメンバーの影響力が高くなり、共有情報が影響を与えるとする立場からは共有情報を持つメンバーの影響力が高くなることが予測される。

第1研究では、討議メンバー間での情報分配を変化させ、その結果、影響力などの対人認知にどの程度影響が及ぼされるかを検討した。条件は、他のメンバーよりも共有情報を多く持つ共有性大メンバー(中心メンバーと呼ぶ)と、共有情報を少なく持つ共有性小メンバー(周辺メンバーと呼ぶ)の(中心・周辺)条件と、無罪の決定的なアリバイを推理するための情報を多く持つアリバイ情報メンバーと、アリバイ情報を少なく持つダミー情報メンバー(アリバイ・ダミー)の条件である。

課題 課題は、甲原(2003)によって作成されたものを一部改変した。情報は、被告が無罪であることを立証するために必要なアリバイ情報と、そのほかの事件にかかわるがアリバイを立証するためには役に立たないダミー情報からなっている。各メンバーはそれぞれ9個の情報を持っている。最初の3個はすべてのメンバーで共通の物である。3個の情報のうちの最初の2個はダミー情報、残りの1個はアリバイ情報である。残りの6個の情報はメンバーによって異なり、これが条件となる。

この課題は正解のある課題で、時系列に情報を正確に組み合わせれば被告に確実なアリバイが浮かび上がるため、無罪が正解となる。しかし、正解は隠れたプロフィールとして分散されており、情報全体における割合としては、有罪方向に導く情報の方が多くなっている。

3. 第1研究

各討議グループにA/B/C/Dの4名のメンバーが配置された。残り6個の情報は以下のように分配された。括弧内の共有は、他のメンバーと同じ情報の数。アリバイ・ダミーの要因を情報要因、共有情報大・小の要因を共有性要因と呼ぶ物とする。これは、各メンバーの満足度などの違いを見る場合は被験者内要因となるが、各メンバーに対する認知の差を見る場合は、同じ質問紙上の繰り返し測定となるため、被験者内要因となる。

- A アリバイ情報の中心メンバー
アリバイ情報3 (共有3) ダミー情報3 (共有1)
- B ダミー情報の中心メンバー
アリバイ情報2 (共有1) ダミー情報4 (共有3)
- C アリバイ情報の周辺メンバー
アリバイ情報5 (共有1) ダミー情報1 (共有1)
- D ダミー情報の周辺メンバー
アリバイ情報1 (共有1) ダミー情報5 (共有1)

3-1 方 法

参加者 大学3年生 24名 実験は12名ずつ2セッションに分けて行われた。

手続き

- ① 練習試行 4人のメンバーでチャットを用いた陪審員の話し合いを行うが、誰とパソコンがつながるかはわからないと教示した上で、12名の参加者に好きなブースに入らせた。各ブースには資料1に示す教示文が配られており、全員着席後とマイクによる音声指示によりチャットの練習が行われた。
- ② 個人決定 練習終了後、マイクより各ブースに配布された情報紙を読んで個人決定するように教示し、15分以内に個人決定を行わせた。
- ③ 集団討議 マイクによる音声指示で討議を開始。討議中の実験者からのメッセージは、チャット画面上部の掲示板を通じて行われた。残り時間あと15分になった時点で、「集団として有罪・無罪・推定無罪の選択を決定してください。」と指示された。討議終了後、パソコン画面上に提示された質問紙に回答を求めた。

3-2 仮 説

認知的中心性仮説が正しければ共有情報を多く持つA・Bの影響力が、情報的影響力が正しければ非共有情報を多く持つC・Dの影響力が高まるだろう。さらに、課題決定の方向性が影響するならアリバイ・ダミー情報の差が影響すると予測される。これに関しては、討議集団がどちらを正解をしたかによって異なると予測される。

アリバイ、ダミーのどちらに討議が誘導されるのかについては、全体の情報量が影響すると予測される。全体の情報はダミー情報の方が多いため、討議は有罪に誘導されダミー情報を多く持つB・Dメンバーの影響力が高くなるだろう。しかし、正解が選好されると言われる従来の研究結果に従うならば、アリバイ情報を持つA・Cメンバーの影響力が高くなるだろう。

表1 情報分配条件と討議前個人決定(メンバーと実前決定と年度のクロス表)

年度	討議前決定			合計(度数)		
	有 罪	推定無罪	無 罪			
2003	メンバー	A	1	3	0	4
		B	1	4	0	5
		C	0	4	1	5
		D	0	5	0	5
	合 計		2	16	1	19
2004	メンバー	A	2	4	0	6
		B	2	4	0	6
		C	1	5	0	6
		D	1	4	1	6
	合 計		6	17	1	24

3-3 結 果

欠席者の代わりに実験者がサクラとして入った1グループを削除して残り20名の分析を行った。討議時間の平均は1時間45分であった。制限時間を超えるグループが多かったため、実験は時間を超過して行われた。最長討議時間は2時間18分であった。

情報分配の条件が討議前個人決定に影響を与えたかどうかを検討するために、クロス集計を行った。表1に、研究1と研究2の結果をまとめて示す。0のセルがあるために統計的な結果は得られないが、一見して情報分配条件(ABCD)は討議前個人決定に影響を及ぼしていない。

3-3-1 集団討議の結果

集団討議の結果、無罪の正解に達した討議集団はなかった。

討議結果を以下のように表記する。

討議前個人決定 Pre, 集団決定 Group, 討議後個人決定 Post,
有罪 G 推定無罪 P 無罪 N 無回答 DN

全体 Pre (G2/P17/N1) Group (G1/P4/N0) Post (G5/P15/N0)
第1 Group Pre (G0/P3/DN1) Group (P) Post (G0/P4/N0)

第 2 Group	Pre (G0/P4/N0)	Group (P)	Post (G1/P3)
第 3 Group	Pre (G2/P2/N0)	Group (P)	Post (G1/P3/N0)
第 4 Group	Pre (G0/P3/N1)	Group (P)	Post (G0/P4/N0)
第 5 Group	Pre (G0/P4/N0)	Group (G)	Post (G4/P0/N0)

3-3-2 影響力の認知

A・B・C・Dそれぞれの影響力の認知を測定した各項目に対して分散分析を行った。影響力の認知の代表的項目として、この人はグループに貢献していた、の項目を取り上げる。この人はグループに貢献していたという項目について、共有性の要因(共有・非共有)×情報の要因(アリバイ・ダミー)の2×2の被験者内分散分析を行ったところ、共有性と情報の要因間に交互効果が見出された($F=4.681$, $df=1, 18$, $p<.05$)。ただし、今回の実験は階層線形モデルを適用すべきデータであるが、人数の関係上成立していない。そこで、この分析によって結論を得ることはできない。

図1に示すように、アリバイ情報に関しては中心メンバーの、ダミー情報に関しては周辺メンバーの影響力が強い傾向が見られる。全体的に有罪

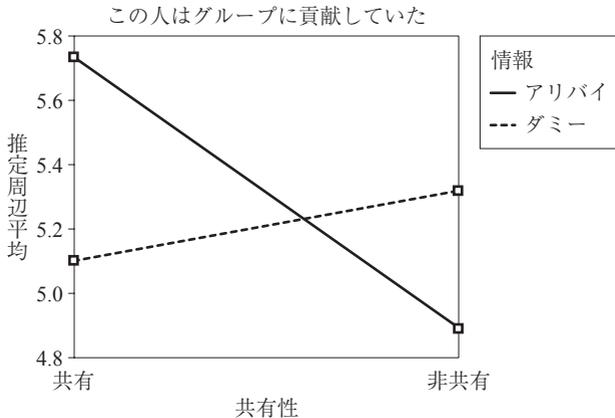


図1 影響力の認知に及ぼす条件効果

の証拠が多い中で、無罪を示す非共有情報を持つCの影響力が低く情報が十分に吟味されなかったと推測される。

その他の項目を検討した結果、交互効果の傾向が見られたのは、メンバーの能力や性格に対する認知であり、情報を多く持っていたか、情報に影響力があつたか、などの情報量の認知には有意な要因効果が見いだされなかった。実験条件で操作されたのは情報の内容と共有性だったにもかかわらず、情報の違いではなくメンバーの能力に帰属される結果が見いだされた。

3-4 考 察

共有・非共有要因の主効果が見いだされなかったことにより、情動的影響仮説も認知的中心性仮説も支持されなかった。また、アリバイ・ダミー要因の主効果も見いだされなかったことから、議論の方向が影響力の認知に影響するとした仮説も支持されなかった。

仮説としては予測されていなかった、共有・非共有要因とアリバイ・ダミー要因の交互効果傾向が見いだされた理由は次のように考えられる。

第1研究では、全体の情報量としてはダミー情報の数の方が多く、そのために議論の方向が有罪に傾く結果となっていた。よって議論の方向としては有罪方向に傾く課題であったと考えられる。このような議論の方向と合致する情報ならば課題に対する認知的スキーマに対して新たな情報を位置づけることが容易であるために、新奇な情報の影響力が高くなり、その情報を持つメンバーの影響力が高く認知された可能性がある。一方で、議論の方向に沿わない無罪方向のアリバイを立証する情報は、新たな情報を課題に対する認知的スキーマの中に位置づけることが困難であるために、重要性が理解されにくい。そのために、アリバイ情報の新奇な情報を持つメンバーの影響力は却って低く認知されたと推測される。

4. 第 2 研究

第 1 研究の結果、議論の優勢な方向が共有知識効果に影響する可能性が示唆された。この仮説を検討するために第 2 研究が計画された。第 2 研究では、議論の方向を無罪方向に傾けるために第 1 研究よりも全体として無罪情報を増やし、ほぼ等分とした。また、新たに被験者間条件として、評決主導条件と証拠主導条件を導入した。評決主導条件では討議の開始直後、中頃、終わり頃に 3 回の裁決を行う。証拠主導条件では、議論の最後まで判決に関する意見を言わずに証拠の吟味のみ行うように教示された。

4-1 方 法

参加者 証拠主導条件 12名(3グループ) 評決主導条件 12名(3グループ)

条 件

討議条件 証拠主導条件 個人決定を話さないで討議を行う

評決主導条件 個人決定から話してもらい、討議中に 2 回
評決を行う。

情報分配の条件

A アリバイ中心 アリバイ情報を他のメンバーと 1 個ずつ共有 他
はダミー情報

B ダミー中心 ダミー情報を他のメンバーと 1 個ずつ共有 他は
アリバイ情報

C アリバイ周辺 アリバイ情報のみ所有 共有情報は 1 個のみ

D ダミー周辺 ダミー情報のみ所有 共有情報は 1 個のみ

4-2 仮 説

評決主導条件では、討議開始直後に開示された個人決定の方向に合致する情報に関しては非共有情報を持つ成員の影響力が高く、合致しない情報

に関しては共有情報を持つ成員の影響力が高く見いだされるだろう。一方、証拠主導条件では議論の方向が明確でないために、共有性の影響のみ見いだされるだろう。その方向は、認知的中心仮説が正しければ共有情報を多く持つ成員の影響力が高くなり、情報的影響仮説が正しければ非共有情報を多く持つ成員の影響力が高く見いだされることになる。

4-3 実験結果

討議時間は、証拠主導型が平均1時間7分、評決主導型が平均1時間41分であった。評決主導条件は実験1とほぼ同じ討議時間が費やされたが、証拠主導条件はその3分の2程度の討議時間で討議を終えた。

4-2-1 集団討議の結果

正解の無罪決定に達した集団は、証拠主導条件の1集団のみで、他の集団は正解に達することはできなかった。

証拠主導条件	Pre (G5/P6/N1)	Group (G0/P2/N1)	Post (G0/P11/N3)
第1 Group	Pre (G1/P3/N0)	Group (N)	Post (G0/P15/N3)
第2 Group	Pre (G1/P2/N1)	Group (P)	Post (G0/P4/N0)
第3 Group	Pre (G3/P1/N0)	Group (P)	Post (G0/P4/N0)
評決主導条件	Pre (G1/P11/N0)	Group (G0/P3/N0)	Post (G1/P11/N0)
第1 Group	Pre (G1/P3/N0)	Group (P)	Post (G0/P4/N0)
第2 Group	Pre (G0/P4/N0)	Group (P)	Post (G1/P3/N0)
第3 Group	Pre (G0/P4/N0)	Group (P)	Post (G0/P4/N0)

証拠主導条件は評決主導条件よりもやや有罪よりから討議が出発したが討議後に無罪方向に傾く結果となっている。評決主導条件は討議前後で全体として変化が見られない。評決主導条件における多数派は推定無罪で、議論の方向は明確でなかったと考えられる。議論中盤の決定、終盤の決定

においても多数派は推定無罪であった。

4-2-2 影響力の認知

研究1と同じ「この人はグループに貢献していた」の項目について共有(非共有1・共有2)×情報(ダミー1・アリバイ2)×(証拠主導・評決主導)の2×2×2の分散分析を行ったところ、共有×情報の要因間に交互効果が見られた($F=6.90, df=1, 22, p<.02$)。このデータもまた、小集団レベルで動くためこの結果をもって統計的な結論とすることはできない。図2に示すように交互効果の方向としては研究1と同じく、アリバイ情報では共有性の高いメンバーの影響力が強くダミー情報では共有性の低いメンバーの影響力が強くなっている。

図3に討議条件別の結果を示す。証拠主導条件は、評決主導条件に比べれば、ダミー情報における共有・非共有の差異が小さい傾向が見られる。

4-2-3 プロトコルデータの分析

証拠主導条件の第1グループと評決主導条件の第1グループの討議前個人決定は、それぞれ有罪1名、推定無罪3名と同じであったが、集団決定は前者では無罪と正しい結論が導くことができたのに対して、後者では推

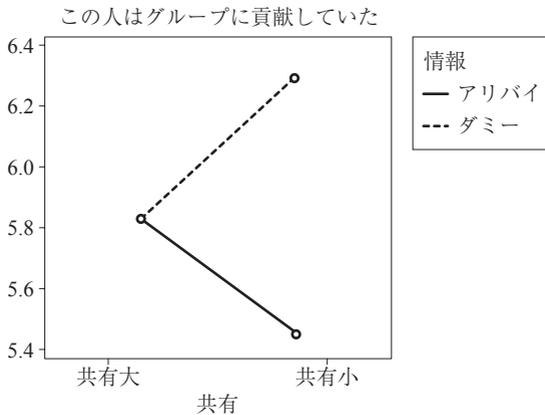


図2 影響力の認知に及ぼす情報要因と共有性要因の交互効果

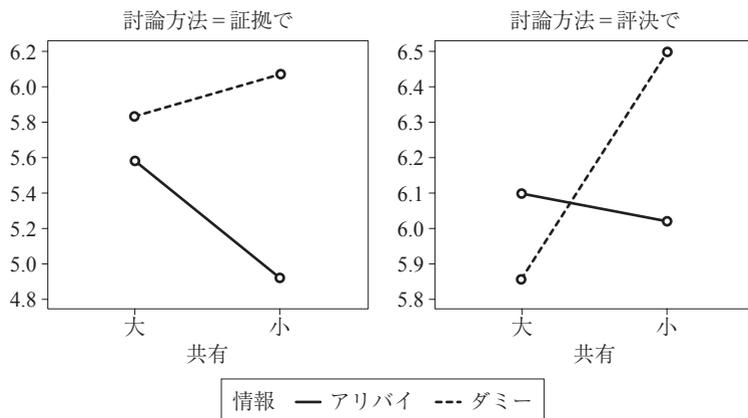


図3 討議条件と交互効果(左：証拠主導条件 右：評決主導条件)

定無罪となっていた。どのような相互作用が行われ、課題に対してどのような認知枠組みが形成されていたのかについて、テキスト解析ソフト「ワードマイナー」を用いた分析を行った。分析に用いられたチャットログを資料2に示す。各条件とも最長語で分かち書きをした後に最短語でキーワードを抽出、そのキーワードを構成要素とした多次元データ解析を行った。

いずれの条件に置いても最大固有値は1前後であり良い結果ではない。キーワードは評決主導条件で347、証拠主導条件で245個算出され、いずれも原点付近に集中した。評決主導条件の第1軸の-方向には「有罪」・+方向には「無罪」の単語が付置されたため、有罪無罪の討議方向を示す軸と考えられた。第2軸の+方向には「討議終了」「中途半端(討議が中途半端の意味)」などの集団決定に関わる単語が、-方向に情報に関わる多くの単語が付置されていた。第2軸は証拠を出していくか、決定するかという討議のフェイズを示す軸と考えられる。

証拠主導条件の第1軸は+にも-にも無罪の単語が出ており、明確に討議の方向を示す軸は出なかった。この軸の-方向には「可能性」「一応候補」

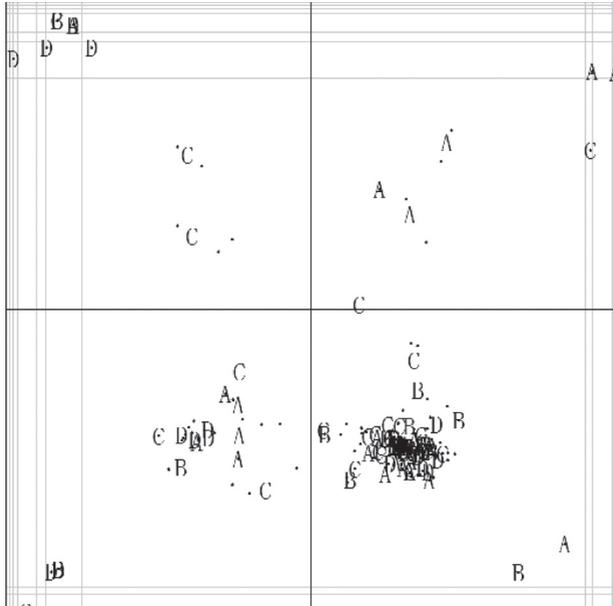


図4 評決主導条件のプロトコル次元におけるメンバーの配置

などの他の可能性を残す単語が、+方向には「決定」「犯行不可能」などの可能性を排除するような単語が付置された。この軸は、決定可能性を示す軸と考えられた。第2軸の+方向にはダミー情報が、-方向にはアリバイ情報が付置されていた。そのほかに第2軸の+方向には「うん」「だろね」などの相づちも付置されていた。評決主導条件(図4)と証拠主導条件(図5)に、それぞれの軸空間におけるキーワードがどのメンバーによって発言された物であることを示す。

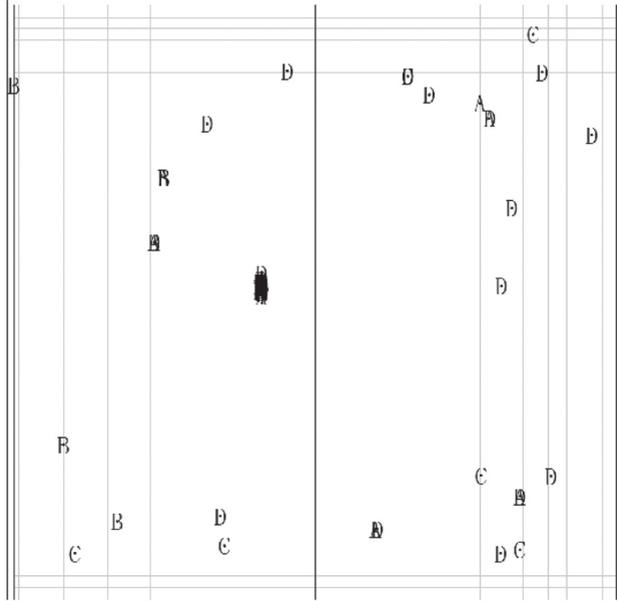


図5 証拠主導条件のプロトコル次元におけるメンバーの位置

5. 総合考察

本研究では、情報の共有・非共有と情報の手がかり情報としての有効性をメンバー間の状況として操作した観察研究を行った。結果は、共有情報を多く持つメンバー、あるいは非共有情報を多く持つメンバーの影響力が高くなると予測した主効果は見いだされず、情報内容との交互効果の傾向が見いだされた。情報内容が、アリバイを立証するのに必要なアリバイ情報であった場合には、共有情報が多いメンバーの方が影響力が高く認知される。逆に、情報内容が有罪方向に立証すると思わせるダミー情報であった場合には、非共有情報を多く持つメンバーの影響力の方が高く認知され

る。この結果、アリバイを立証する重要な手がかりを持つアリバイ周辺メンバー(C)の発言力が弱まり、全体としては討議集団が正解に達することが困難な課題状況となっていた。特に、研究1では正しい道筋で推理を完了したグループはなかった。

この結果の理由として、認知枠組みが明確である場合には、非共有情報が好まれるが、明確でない場合には共有情報の方が好まれるのではないかと考えて研究2を行った。研究1では有罪を思わせる情報が多かったが、研究2では無罪を示す情報を多くして、有罪方向の認知枠組みを弱める配慮を行った。また、認知枠組みを固定化しやすと考えられる評決主導条件を導入し、証拠主導条件との比較を行った。しかし、この討議条件が研究1で見られた交互効果そのものに影響を与えることはなかった。

研究2では証拠主導条件の3グループのうち1グループのみ正解に達することができたが、全体としては無罪方向よりも有罪方向の認知枠組みが優勢であり、決定的な証拠が得られなかったために推定無罪という消極的な決定に至る討議過程であった。しかし、討議条件が討議時間に大きな影響をもたらしており、証拠主導条件の方が綿密に情報を検討していた。

そこで、正解に達することのできた証拠主導条件第1グループと、このグループと同じ討議前個人決定であったにも関わらず正解に達することのできなかった評決主導条件第1グループのプロトコル分析を行ったところ、評決主導条件では情報象限(第2軸-方向)では各メンバーがまんべんなく発話しており、決定象限(第2軸+方向)でメンバーの役割が分かれていた。証拠主導条件では、第1軸が情報の確定性を評価する軸で第2軸がアリバイ・ダミー情報を分ける軸であった。

この結果から、次のような相互作用の過程が推測される。評決主導条件を示した図5によれば、決定段階に至ったときに、Aが無罪方向、Dが有罪方向のキーワードを出す傾向が見られる。アリバイ共有情報を持つAとダミー非共有情報を持つDが特に決定に関わっていたことを示すもので、今回の研究で一貫してみられた情報と共有性の交互効果の内容を現す物だ

ろう。一方、証拠主導条件を示す図4においてはAの役割は明確でないが、やはりDが可能性を排除して決定をしようとするキーワードを出しており、ダミー非共有情報を持っていたDが今回の課題では影響を行使しやすい課題構造であったことが推測される。しかし討議前には有罪と判断していたDもアリバイ情報のキーワードを出しており、集団によってアリバイ情報が十分に共有された結果、正解に達したと考えられる。

本研究では、共有情報の影響力は討議の方向性によって影響を受ける結果が二つの研究で一貫して見られたが、その理由を明らかにするまでには至らなかった。第2研究では無罪情報を多くしたが、討議前個人決定ではむしろ第1研究よりも有罪が多い。これは偶然による物かもしれないが、そもそも犯人として特定の間人が名指しされている状況では有罪を立証できるかという方向から情報が吟味されるのかもしれない。その意味で、研究2においても討議の方向は研究1とほとんど変わりがなかったのだろう。この交互効果の理由を明らかにするためには、別の課題で検討する必要があるだろう。

References

- Brauer, M., Judd, C. M., & Gliner, M. D. (1995). The effects of repeated expressions on attitude polarization during group discussions. *Journal of Personality and Social Psychology, 68*(6), 1014-1029.
- Burnstein, E., & Vinokur, A. (1977). Persuasive argumentation and social comparison as determinants of attitude polarization. *Journal of Experimental Social Psychology, 13*, 315-332.
- Hinsz, V. B., Tindale, R. S., & Vollrath, D. A. (1997). The emerging conceptualization of groups as information processors. *Psychological Bulletin, 121*, 43-64.
- 亀田達也 1997 合議の知を求めて—グループの意思決定— 共立出版
- Larson, J. R., Jr., Foster-Fishman, P. G. & keys, C. B. (1994). Discussion of shared and unshared information in decision-making groups. *Journal of Personality and Social Psychology, 67*(3), 446-461.
- Orive, R. (1984). Group similarity, public self-awareness, and opinion extremity: A social projection explanation of deindividuation effects. *Journal of Person-*

- ality & Social Psychology*, 47(4), 727-737.
- Stasser, G., & Stewart, D. (1992). Discovery of hidden profiles by decision-making groups: Solving a problem versus making a judgment. *Journal-of-Personality-and-Social-Psychology*, 63(3), 426-434.
- Stasser, G., & Titus, W. (1985). Pooling of unshared information in group decision making: Biased information sampling during discussion. *Journal of Personality & Social Psychology*, 48(6), 1467-1478.
- Tindale, R. S., Davis, J. H., Vollrath, D. A., Nagao, D. H., & al, e. (1990). Asymmetrical social influence in freely interacting groups: A test of three models. *Journal of Personality and Social Psychology*, 58(3), 438-449.
- Tindale, R. S., Meisenhelder, H. M., Dykema-Engblade, A. A., & Hogg, M. A. (2001). Shared Cognition in Small Groups. In M. A. Hogg & R. S. Tindale (Eds.), *Group Processes* (pp. 1-30). Oxford: Blackwell Publishers.
- Winqvist, K. R., & Larson, J. J. R. (1998). Information Pooling: When it impacts group decision making. *Journal of Personality and Social Psychology*, 74(2), 371-377.

資料 模擬陪審員実験参加者に配布された教示文と各条件のチャットログの例

(証拠主導条件)第1グループ

- 2004/11/13 14:02:10 [D] とりあえずお互いの情報提供しよ
- 2004/11/13 14:02:57 [A] どんな情報を出し合おう？
- 2004/11/13 14:03:36 [D] 適当に手元の紙の情報を出し合うてのは？
- 2004/11/13 14:04:30 [B] 容疑者の動機知ってる人いる？
- 2004/11/13 14:05:48 [D] 被害者が元妻とその浮気相手で容疑者を裏切って逃亡した
- 2004/11/13 14:06:27 [A] それは動機になるだろうか？
- 2004/11/13 14:06:43 [B] というと？
- 2004/11/13 14:06:43 [D] 一応候補として
- 2004/11/13 14:08:01 [C] てかそれで殺してやる。って言ってたらしいよ。
- 2004/11/13 14:08:22 [D] 動機としては十分じゃない？
- 2004/11/13 14:08:35 [C] だよね。
- 2004/11/13 14:08:38 [D] うん
- 2004/11/13 14:09:49 [A] なんて言うかあまりにも単純というかそんな状況で殺したらまさきに疑われることぐらい分かりそうなものだけど……
- 2004/11/13 14:10:17 [A] あっごめん！ 真っ先に
- 2004/11/13 14:10:29 [B] なるほど
- 2004/11/13 14:10:48 [D] でも犯行時刻に証人が「俺を裏切ったな！」という怒鳴り声を聞いてるて
- 2004/11/13 14:11:14 [B] それは容疑者の声なのかなあ？
- 2004/11/13 14:12:00 [D] 犯行現場の隣人の人の証言だから容疑者の声じゃない？
- 2004/11/13 14:12:32 [B] 被害者の声なら分かるか
- 2004/11/13 14:13:32 [A] もし容疑者の声だとしたら裏切られてること

なんてとっくにわかってるのに殺す前にいちいち言うかな？

2004/11/13 14:13:35 [D] 分かるだろね

2004/11/13 14:14:23 [D] でも 恨んでいるんだったら言うんじゃない？

2004/11/13 14:16:33 [D] 犯行時刻は何時になっている？

2004/11/13 14:16:50 [B] 17時前後

2004/11/13 14:17:26 [D] それ以前の行動の時間で乗ってる？

2004/11/13 14:18:30 [B] 15：20から16：00まで列車内で携帯をかけていた。

2004/11/13 14:19:21 [D] 書店のレシートで14：13 喫茶店で15：00のレシートがある

2004/11/13 14:19:36 [C] 午前11：00～午後2：00まで友達といた。

2004/11/13 14:20:10 [A] 14時～18時まででは一人だった。

2004/11/13 14:20:58 [D] で犯行時刻は17：00前後

2004/11/13 14:21:44 [A] 14時～18時の間の行動がわかる人いますか？

2004/11/13 14:22:11 [A] 私の手元には無いです。

2004/11/13 14:22:39 [B] 14：01発か15：04発のれっしゃにのったらしい。目撃者あり。どちらに乗ったかは不明

2004/11/13 14:23:14 [D] 上の情報見たら16：00までは列車に乗ってることになってる

2004/11/13 14:23:29 [B] 本人は15：04発に乗ったと主張

2004/11/13 14:24:13 [D] 山陰線で駅同士は40分かかると書いてある

2004/11/13 14:24:42 [A] それは長門市から下関まで？

2004/11/13 14:24:58 [D] 小串駅

2004/11/13 14:25:02 [D] 下関

2004/11/13 14:25:34 [C] 15：04発は、下関着は17：13だよ。

2004/11/13 14:26:10 [D] それだったら犯行時刻に下関にいないことになる

- 2004/11/13 14:26:36 [B] 容疑者の証言が正しければ
- 2004/11/13 14:28:57 [D] 15:04発の電車に乗っても途中下車であらかじめ準備していた車に乗れば17:00前に犯行現場に着くことが出来るらしい
- 2004/11/13 14:30:00 [B] 車なら長門から下関へは飛ばして1時間半程度で着く
- 2004/11/13 14:30:28 [D] 小串からなら飛ばしたら25分程度
- 2004/11/13 14:31:19 [D] 小串駅のホームで見られているから途中下車したんじゃない？
- 2004/11/13 14:32:46 [B] 車を用意したことは証明されてるの？
- 2004/11/13 14:33:38 [D] タクシーにパッシングされていて電車に乗ったか車に乗ったかは分からない
- 2004/11/13 14:34:49 [A] 手元の紙には18:00頃下関で友人の車に同乗しているってなっているからやっぱ電車で下関にいったんじゃないかな？
- 2004/11/13 14:35:42 [D] 電車で行ったならば犯行は不可能？
- 2004/11/13 14:36:37 [B] 14:01発に乗っていれば可能じゃないか？
- 2004/11/13 14:37:09 [D] 書店のレシートが14:13分になってるから無いと思われる
- 2004/11/13 14:37:18 [B] そうだった
- 2004/11/13 14:37:19 [A] 容疑者の話を信じれば不可能。それに車で行ったとしたら友人の車に乗る必要は無いと思う。
- 2004/11/13 14:39:57 [C] その友人の車に乗ったのは、下関なん？
- 2004/11/13 14:40:08 [A] そう。
- 2004/11/13 14:41:19 [D] 途中下車して小串からタクシーにのったならば犯行は可能
- 2004/11/13 14:42:09 [A] タクシーに乗ったっていう証言があるの？
- 2004/11/13 14:42:23 [D] 無いね……

- 2004/11/13 14:42:35 [B] 小串駅ホームの目撃が気になる。何故ホームに？
- 2004/11/13 14:43:27 [D] 急行列車の追い抜きの待ち時間で長めの停車時間があったと書かれている
- 2004/11/13 14:44:34 [B] 改札を出たかどうかは分からないんだね
- 2004/11/13 14:44:41 [D] うん
- 2004/11/13 14:46:20 [A] やっぱり電車で下関に行つたと考えるほうが自然な気がする。
- 2004/11/13 14:47:04 [D] そうすると犯行は別人？
- 2004/11/13 14:47:12 [B] となると犯行は不可能…か
- 2004/11/13 14:47:43 [C] ぼいね。
- 2004/11/13 14:47:56 [B] 男側の痴情のもつれとか？
- 2004/11/13 14:48:11 [A] そう思う。
- 2004/11/13 14:48:13 [D] ありえる
- 2004/11/13 14:49:05 [B] 可能性はあるね
- 2004/11/13 14:49:31 [D] 第一証人も怪しい 補聴器をしている状況で裁判官の質問がよく聞き取れないことがしばしばあったとなっているから
- 2004/11/13 14:49:49 [D] 聞いた声も間違ってるかもしれない
- 2004/11/13 14:51:05 [A] それに「俺を裏切つたな！」ってなんか突発的発言だと思う。容疑者なら「俺を裏切りやがって！」って言うと思う。
- 2004/11/13 14:52:34 [D] 証人は「裏切つたな！」で容疑者の友人はよく「裏切りやがって！」で言っていると発言しているから別人？
- 2004/11/13 14:52:59 [B] 男側なら「俺を」はないんじゃないかな。それ自体が聞き間違い？
- 2004/11/13 14:53:36 [D] 証人81歳

2004/11/13 14:54:09 [A] 聞き間違いってことも十分考えられる。

2004/11/13 14:54:16 [B] そういえば凶器は？

2004/11/13 14:54:30 [D] 書いてない

2004/11/13 14:56:57 [A] 刃渡り16cmの包丁で事件当日長門市商店街の金物屋で購入されたもの。ってだけで誰が買ったのは書いてない。

2004/11/13 14:57:21 [C] 犯人が凶器を購入した金物屋は長門市の商店街にあって、購入時刻は午後だった。って

2004/11/13 14:59:05 [B] 買える事は買えるね。14時まで長門にいたし。友人もだけど

2004/11/13 15:00:06 [A] 書店のレシートや喫茶店のレシートから考えると買うことは出来ても買ったとは思えない。

2004/11/13 15:00:44 [D] 買ってないとしたら犯行不可能になる

2004/11/13 15:01:32 [B] 凶器が無いのに殺しは無理だね

2004/11/13 15:02:08 [D] 無理でことは犯人じゃない？

2004/11/13 15:03:00 [D] 共犯なし だから友人が買うてこともありえない

2004/11/13 15:03:12 [B] 犯人は別にいると考えるのが普通じゃない？
ここまでくると

2004/11/13 15:03:25 [D] そうだね

2004/11/13 15:03:40 [C] うん。

2004/11/13 15:03:44 [A] そう思う。

2004/11/13 15:03:55 [D] じゃあ無罪

2004/11/13 15:04:01 [C] 同意

2004/11/13 15:04:06 [B] 無罪ですな

2004/11/13 15:04:12 [A] 無罪。

2004/11/13 15:04:43 [C] 決定！

2004/11/13 15:04:54 [D] 意義なし

2004/11/13 15:05:00 [A] お疲れ様。

2004/11/13 15:05:13 [D] お疲れ

2004/11/13 15:05:27 [B] 良かったなF氏。お疲れ様でした

(評決主導条件)第1グループ

2004/11/27 13:51:14 [A] 推定無罪を選びました

2004/11/27 13:51:35 [C] 推定無罪です

2004/11/27 13:51:45 [D] 有罪を選びました

2004/11/27 13:51:53 [B] 推定無罪を選びました

2004/11/27 13:52:49 [A] どうします？

2004/11/27 13:53:43 [C] どうしましょう？ とりあえず、理由を言っ
ていきますか？

2004/11/27 13:55:17 [D] 情報カードをもう一度読み直してみたのです
が、あいまいな点が多いなあと思い、推定無罪に変更します。

2004/11/27 13:56:22 [B] みんな推定無罪だね！ これっってもう決まり？

2004/11/27 13:57:39 [C] 自分もあまりはっきりとした情報がないよう
に思うので、推定無罪を選んだんですが、Dさんは？

2004/11/27 13:59:09 [D] 私もそう思いました。

2004/11/27 14:02:06 [D] 事件の目撃者は外出がままならないとなっ
ていますが、近視ですかね？

2004/11/27 14:02:48 [A] その情報は私は持っていないのでなんとも
……

2004/11/27 14:04:19 [A] 事件に目撃者がいたのですか？ >Dさん

2004/11/27 14:04:21 [C] 私の情報にもそのことは書いていないです。
それぞれ情報がちがうんですかね？

2004/11/27 14:04:52 [B] そうみたいですな。

2004/11/27 14:04:54 [D] 目撃者がいたそうです。

2004/11/27 14:05:49 [C] では、みんなが持っている情報をだしあいま

すか？

2004/11/27 14:06:02 [B] そうしましょう。

2004/11/27 14:06:14 [A] いいと思いますよ。

2004/11/27 14:06:53 [D] そうしましょう。

2004/11/27 14:07:28 [B] みんなのカードに証人Aはできてますか？

2004/11/27 14:08:12 [D] できてきました。

2004/11/27 14:08:16 [C] 隣人が怒鳴り声を聞いたというやつですか？

2004/11/27 14:09:15 [B] そうです！ じゃあこれは違うみたいですねえ。他には…

2004/11/27 14:09:46 [C] 犯行時刻も載っていますか？

2004/11/27 14:10:34 [B] 載ってます！ 駅員のことは？

2004/11/27 14:11:13 [D] 犯行時刻は載ってます。駅員は載ってないです。

2004/11/27 14:11:50 [C] 私も駅員は載ってないです。どのようなことですか？

2004/11/27 14:12:22 [A] 実験者からの指示で、個人決定をして発表しろとありますが、今のところ、全員推定無罪でいいですか？

2004/11/27 14:12:42 [C] そうですね。

2004/11/27 14:12:51 [D] いいです。

2004/11/27 14:14:05 [A] Bさんは？

2004/11/27 14:14:09 [B] 長門市駅駅員は、被告者Fが下関行きの切符を買って改札口を通ったの目撃しているそうです。推定無罪で！

2004/11/27 14:14:47 [A] 全員推定無罪ということで。

2004/11/27 14:16:17 [A] 犯行時間5時から、一時間後の6時に友人と会っている情報を私は持っているのですが、その間の情報を持っている方いますか？

2004/11/27 14:17:00 [A] 友人と会ったのは下関です。(補足)

2004/11/27 14:18:46 [C] ないです。昼間に被告Fと遊んだ友人の証言ならありますが、午前11時から午後2時までずっと一緒にいたという。2時きっかりに、長門市駅前で別れたそうですが。

2004/11/27 14:20:41 [A] BさんとDさんで何か情報はありますか？

2004/11/27 14:21:11 [D] 5時から6時の間の情報は載ってないですが、被告Fは2時13分の書店のレシートと15時の喫茶店のレシートを保存していたそうです。

2004/11/27 14:22:24 [B] 私も5～6時の情報も持ってないです。

2004/11/27 14:23:05 [A] 情報カードを見て気付いたのですが、私の証人Aはいるのですが、そこから被告Fまで飛んでいるんです。

2004/11/27 14:23:32 [A] その間の、B～Eの証人などの意見を持っている方います？

2004/11/27 14:24:20 [D] 持ってないです。また目撃者の情報ですが、常用のめがねを修理に出していて、外出はままならず、バラダから外を眺めることが多かったそうです。

2004/11/27 14:25:31 [D] 小串駅付近の新聞配達員の証言は載ってますか？

2004/11/27 14:26:09 [B] 私は証人Aと駅員の情報しかありません。

2004/11/27 14:26:15 [A] いえ、私にはないです。＜新聞配達員の証言

2004/11/27 14:26:58 [C] どちらもありませんねえ。被告Fは書店に10分ほどいて、その後向かいの喫茶店に入っていくところを書店店員が目撃しています。

2004/11/27 14:29:24 [C] あと、喫茶店店員は被告Fがしきりに時計を気にしているのを目撃しているそうです。駅構内にある喫茶店だから、そういう様子のお客さんは珍しくないそうです

が。

2004/11/27 14:31:30 [C] 個人決定の発表みたいですね。推定無罪です。

2004/11/27 14:31:34 [B] 推定無罪です。

2004/11/27 14:31:45 [A] 推定無罪です。

2004/11/27 14:32:14 [D] 新聞配達員の証言は、時間帯はうろ覚えだが、急行列車の追い抜きのため電車が停車している間、被告Fはホームに出て背筋を伸ばしていたみたいです。新聞配達員は被告Fが電車に乗ったかまでは見ていないそうで……推

2004/11/27 14:32:33 [D] あっ!! 推定無罪で

2004/11/27 14:33:20 [A] もうちょっと続けますか？ 中途半端すぎる気がするのですが

2004/11/27 14:33:53 [C] そうですね。

2004/11/27 14:33:55 [D] 確かに……

2004/11/27 14:34:25 [B] もう少しやりましょう。

2004/11/27 14:35:01 [A] では、被告Fの証言は皆さん、持っていますか？

2004/11/27 14:37:06 [C] 持っていません。しかし、わたしの情報カードでは証言は被告Fのそれを除き全て真実とかいてありますよ。

2004/11/27 14:38:25 [D] 私にもそう書いてあります！

2004/11/27 14:39:38 [B] 持ってます！ 内容は地元の友人と、長門市で遊んでいた。から始まっています。被告Fの証言が食い違っているってことはないんですかね？

2004/11/27 14:40:24 [A] 裏づけとれずで、事件前後は三時過ぎに下関に行ったこと、友人宅に泊まったことだけしか書いていないんです。食い違いはないみたいです。

2004/11/27 14:40:39 [C] 情報カードの最初に書かれている以下の3点に注意してくださいと書かれているのが⑦、⑧、⑨とあるん

ですがみなさんは他の数字ですか？

2004/11/27 14:41:15 [D] ①②③です。

2004/11/27 14:41:26 [A] Dさんと同じです。

2004/11/27 14:41:27 [B] ④⑤⑥です。

2004/11/27 14:42:25 [C] ということは、①～⑨まであるんですね。とりあえず、それを書いてみませんか？

2004/11/27 14:43:18 [A] ①証言は、被告Fのそれを除きすべて真実。
②共犯はいない。③列車は、特に表記のない限り、ダイヤを完璧に守っている。

2004/11/27 14:43:52 [A] ……思ったのですが、被告Fのアリバイはないんですね。

2004/11/27 14:44:17 [B] ④⑤⑥は①②③まったく同じです！

2004/11/27 14:44:31 [C] 私もです。番号は違いますが、内容は一緒ですね。

2004/11/27 14:45:12 [C] そうですね。アリバイのことは書いていないです。

2004/11/27 14:45:42 [D] あの、被告は3時の喫茶店のレシートを持っていたんですが、それは下関なんですかね？

2004/11/27 14:47:08 [A] 被告Fは書店に10分ほどいて、その後向かいの喫茶店に入っていくところを書店店員が目撃、しているそうですね。ですから長門市じゃないかと。

2004/11/27 14:47:51 [C] そうですね。山陰線のダイヤを見る限りでは、下関はありえないと思います。

2004/11/27 14:47:54 [D] じ

2004/11/27 14:48:22 [A] ダイヤ情報があるんですか？

2004/11/27 14:49:16 [D] ないです。3時過ぎに下関に行ったということとは、3時過ぎに長門市を出たということですか？

2004/11/27 14:49:51 [C] はい。長門市一下関間で 14:07-15:58

15：04-17：13 16：22-18：25です。

2004/11/27 14:51:18 [A] ……それだと犯行が無理になる？ 無罪？

<15：04-17：13

2004/11/27 14:52:22 [D] 長門市を15：04発の山陰線に乗っても、途中下車して準備しておいた乗用車に乗り換えれば、17時前に犯行現場に着くことができるらしいです。

2004/11/27 14:52:44 [B] 駅員は14：04発か15：04発のどちらかだといっています。

2004/11/27 14:54:32 [B] 通話記録のことは載っていますか？

2004/11/27 14:54:53 [D] 載ってないです。

2004/11/27 14:55:00 [C] ないです。どのような？

2004/11/27 14:55:22 [A] レシートと書店員の証言を加えると14：04は無理ですから15：04ですよ。ちなみに、通話記録はありません。

2004/11/27 14:56:46 [B] 被告Fは15：20から16：00までの間、列車内から携帯電話をかけていたことが確認されています。

2004/11/27 14:56:51 [A] ですが、事件当日は雨が降っており「足元にお気をつけください」という車内放送がかかっており、電話相手が聞いているそうです。

2004/11/27 14:57:38 [A] やはり、無罪？

2004/11/27 14:58:29 [C] しかし、そのあとに車で行ったということもかんがえられます。

2004/11/27 14:59:46 [D] 小串駅一下関間は、山陰線で約40分。乗用車なら30分。飛ばせば25分程度でいけると書いてあります。

2004/11/27 15:00:47 [C] 長門市駅から下関駅間は一駅7分間隔らしいです。

2004/11/27 15:02:19 [B] 乗用車なら飛ばせば長門市→下関間は1時間半程度で着くそうです。

- 2004/11/27 15:02:43 [A] 行けないことはない？ ということですかね。
- 2004/11/27 15:04:14 [C] でしょうか。だけど、被告Fがやったという決定的な証拠がないんですよね。声を聞いたというだけじゃね。
- 2004/11/27 15:06:34 [C] 犯人が凶器を購入した店の人も購入者の特定はできないようですし、午後だったということしか覚えていないようですし。
- 2004/11/27 15:07:26 [D] あのを、長門市から下関間の駅は27駅くらい？
- 2004/11/27 15:08:06 [B] 私はわかりません。
- 2004/11/27 15:08:08 [C] どうなんでしょう？書いてある人いますか？
- 2004/11/27 15:08:27 [A] 書いていません。
- 2004/11/27 15:10:15 [D] 間違えました。18くらいかな？ 長門市から下関は一駅7分間隔だから……約2時間10分で着くということで
- 2004/11/27 15:11:26 [A] 新聞配達員はどの駅で見たとかそういう場所を特定するものはなかったのですか？ >Dさん
- 2004/11/27 15:12:07 [A] ああ、すみません。それが小串駅ですね。
- 2004/11/27 15:12:18 [D] はい。
- 2004/11/27 15:14:32 [B] 車を使ったのかさえがわからないので難しいですね。
- 2004/11/27 15:16:39 [C] そうですね。被告Fが15:04発の列車に乗ったということしかわかりません。
- 2004/11/27 15:19:09 [A] 他にまだ出していない情報とかありますか？
- 2004/11/27 15:20:00 [C] いえ、もう全部だしました。
- 2004/11/27 15:20:39 [D] 証人 Aha81
- 2004/11/27 15:21:35 [B] 被害者との関係・犯行現場・時間はかいてありますよね？
- 2004/11/27 15:21:51 [D] すみません。証人Aは81歳の老女で、普段か

ら補聴器を使用している。

2004/11/27 15:22:47 [C] ということは、証人Aの証言も信頼できなくなりですね。

2004/11/27 15:22:59 [B] 私は推定無罪だと思います。

2004/11/27 15:23:26 [A] 私も推定無罪が妥当と思います。

2004/11/27 15:23:32 [D] わたしも推定無罪だと思います。

2004/11/27 15:23:59 [C] そうですね。わたしも推定無罪で。

2004/11/27 15:24:32 [A] それではこれで、討議終了としますか。

2004/11/27 15:24:48 [C] おつかれさまです。

2004/11/27 15:25:07 [D] そうですね。お疲れ様です。

2004/11/27 15:25:11 [B] はい！ お疲れ様～。

2004/11/27 15:25:17 [A] お疲れ様でした。